

※お申込みの際は必ずこの旅行条件書をお読みください。

国内受注型企画旅行条件書

本旅行条件書は旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書」及び同法第12の5に定める「契約書」の一部となります。

1 受注型企画旅行契約

「受注型旅行契約」(以下単に「契約」といいます)とは、当社がお客様の依頼により、旅行の目的地及び日程、お客様が提供を受けることができる運送等サービスの内容及びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより旅行を実施する旅行契約をいいます。

2 契約の申込

- (1) 当社がお客様に交付した企画の内容に関し契約を申し込もうとするお客様は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに当社に提出して頂きます。
- (2) 当社と通新契約を締結しようとするお客様は、前項の規定に関わらず、会員番号を通知しなければなりません。
- (3) 当社は団体・グループを構成するお客様の代表としての契約責任者から旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
- (4) 契約責任者は、当社が定めるまでに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (5) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予想される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (6) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者として扱います。
- (7) a. 身体に障害をお持ちの方、b. 健康を害している方、c. 妊娠中の方、d. 補助大使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨をお申し出下さい。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。

3 契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合においては、受注型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 当社の業務上の都合があるとき。
- (2) 通信契約を締結しようとする場合であって、お客様がお持ちのクレジットカードが有効である等、旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
- (3) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。

4 契約の成立時期

- (1) 契約は当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。
- (2) 当社は契約責任者と契約を締結する企画書による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の申し込みを受けことがあります。この場合、契約の成立の時期は、当該特約書面を交付した時に成立します。
- (3) 申込金は、旅行代金、取消料、その他のお客様が当社に支払う金銭の一部に充当します。
- (4) 通信契約は(1)の規定にかかわらず、当社がお客様の承諾の通知を受けて、同申し込みを承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。但し、当該契約において電子承諾通知を発する場合は、当該通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

5 契約書面の交付

- (1) 当社は受注型企画旅行契約の成立後速やかに、お客様に、旅行日程、旅行サービスの内容及び内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。
- (2) 契約書面を交付した場合において、当社が企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところによります。

6 確定書面

- (1) 契約書面において、確定された旅行日程又は重要な運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日)以降に受注型企画旅行契約の申し込みがなされた場合には旅行開始日までの当該契約書面に定める日までにこれらの確定状況を記載した確定書面を交付します。
- (2) 前項の場合において、手配状況の確認を希望するお客様から問合せがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。
- (3) 確定書面を交付した場合には、当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

7 旅行代金の支払い時期と旅行代金の変更

- (1) 旅行代金の額は、受注型企画旅行の企画書面に記載します。旅行代金は、旅行出発日までの当社が定める期日までににお支払いください。
- (2) 利用される運送機関の運賃・料金が企画書面に記載した基準日において有効な公示されている適用運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その差額だけ旅行代金を増額又は減額することがあります。当社は旅行代金を増額する場合は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日以前に通知するものとします。この場合お客様は、旅行開始日前に企画料又は取消料を支払うことなく契約を解除することが出来ます。適用運賃・料金が減額された場合は、その差額だけ旅行代金を減額します。
- (3) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、企画旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

8 契約内容の変更

- (1) お客様から契約変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。
- (2) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行の内容を変更することがあります。但し、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

9 お客様の交替

- (1) 当社と受注型企画旅行契約を締結した旅行者は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。
- (2) お客様は、前項に定める当社の承諾を求めようとするときは、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、所定の金額の手数料とともに、当社に提出しなければなりません。
- (3) 第1項の契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生ずるものとします。

のとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた第三者は、お客様の当該受注型企画旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継するものとします。

10 お客様からの旅行契約の解除

- (1) お客様から企画料又は取消料をいただく場合
① お客様は、企画書面に記載した企画料又は取消料を支払って旅行契約を解除することができます。
- (2) 当社の責任としない理由、手続き等の事由によりお取消の場合も企画書面に記載した企画料又は取消料をいただきます。

② お客様から企画料又は取消料をいただかない場合
お客様に次に掲げる場合において、旅行開始前に企画料又は取消料を支払うことなく企画旅行契約を解除することができます。

- (1) 旅行開始日又は終了日の変更
a. 旅行開始日又は終了日の変更
b. 入場する観光地、観光施設、その他の旅行の目的地的変更
c. 運送機関の種類又は会社名の変更
d. 運送機関の設備及び等級のより低いものへの変更
e. 本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更
f. 宿泊機関の種類又は名称の変更
g. 宿泊機関の客室種類、設備、景観その他の客室の条件の変更
h. 旅行代金が増額されたとき(お客様から契約内容の変更の求めがあった場合を除きます)
- (3) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。
- (4) 当社がお客様に對し、期日までに確定書面を交付しなかったとき。
- (5) 当社の責に帰すべき事由が生じた場合において契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- (6) お客様は、旅行開始後において、当該お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、(1)の規定に関わらず、企画料又は取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうち当該受領することができなくなった部分に係る金額を払戻します。
- (7) 当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領できなくなった部分に係る金額から旅行サービスに対して、取消料、運送料その他の既に支払い、又はこれらを支払わなければならない費用に係る金額(当社の責に帰すべき事由によるものではないと認められるもの)を差し引いたものをお客様に払い戻します。

11 当社からの契約の解除

- (1) 旅行開始前
① お客様が企画書面に記載する期日までに旅行代金の支払いがない時は、当該期日の翌日においてお客様が受注型企画旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は、当社に對し、企画書面に定める取消料又は企画料に相当する額の運送料を支払わなければならないものとします。
- (2) 当社は、次に掲げる場合において、お客様に事由を説明して、旅行開始前に受注型企画旅行契約を解除することがあります。
 - a. お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
 - b. お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は、団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
 - c. お客様が、契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - d. スキー等を目的とする旅行における必要な降雪量等の旅行実施条件であって契約内容の明示したものが成就しないおそれ極めて大きいとき。
- (2) 旅行開始後
① 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約を解除することがあります。この場合、旅行代金のうちお客様が既に提供を受けていない旅行サービスに係る費用は、当該旅行サービスに対して取消料、運送料その他の既に支払い、又はこれらを支払わなければならない費用に係る金額を差し引いて払い戻します。
 - a. お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
 - b. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に従わないとき、又はこれらの者又は同行する他のお客様に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由の当社との関与できない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
- (2) 本項(2)の(1)のa.の規定により、当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じての負担で出発地に戻るために必要な手配を引き受けず。

12 添乗サービス

- (1) 当社は、契約責任者の求めにより添乗サービスを提供することがあります。この場合、添乗サービス料金及び添乗員の団体グループに同行するために必要な交通費、宿泊費等は、旅行代金に含まれるものとします。
- (2) 添乗サービスの内容は、原則として旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。又、添乗員の業務時間は原則として8時から20時とします。

13 当社の責任

- (1) 当社は当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えた場合は損害を賠償いたします。
- (2) 旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- (3) 当社は、手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して、国内旅行にあっては14日以内、当社に對して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)として賠償します。

14 特別補償

当社はお客様が当旅行中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体又は手荷物に被った一定の損害については、旅行業約款特別旅程補償規定により以下の金額の範囲において、補償金又は見舞金を支払います。但し、特別補償規定第2章の事由による場合は、補償金等は支払いません。

- 死亡補償金：1500万円
- 入院見舞金：2～20万円
- 通院見舞金：1～5万円
- 携行品損害補償金：お客様1名につき～15万円(但し、補償対象品1個あたり10万円を限度とします)

当該受注型企画旅行日程において、お客様が当社の手配に係る旅行サービスの提供を一切受けない日(旅行地の標準時により)が定められている場合において、その旨及び当該日に生じた事故による生命、身体又は手荷物の損害については、補償金及び見舞金の支払いが行われていない旨について契約書面に明示したときは、当該日は「受注型企画旅行参加中」とはいたしません。

15 旅程保証

旅行日程に下表に掲げる変更が運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したこと等によって行われた場合は、当社旅行業約款(受注型企画旅行の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。但し、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。又、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金を支払いません。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件当たりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地的変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備のより低い料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります)		
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更		
5. 契約書面に記載した旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更		
6. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更		
7. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更		

16 お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他受注型企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社又は旅行サービス提供者への旨を申し出なければなりません。

17 お買い物案内について

お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。当社ではお店の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認及びレシートを受け取り等を必ず行ってください。

18 事故等のお申し出について

旅行中に、事故等が生じた場合は、直ちに最終日表でお知らせする連絡先に通知ください。(もし、通知できない事情がある場合はその事情がなくなり次第ご通知ください)

19 個人情報の取扱いについて

- (1) 当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。※このほか、当社及び販売店では、1.会社及び会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、2.旅行参加後のご意見やご感想の提供のお問い合わせ、アンケートのお申し込み、3.特典サービスの提供、4.統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- (2) 当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレス等のお客様にこのご連絡に当たり必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループ企業との間で、共同して利用させていただきます。当社グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、催し物内容のご案内、ご購入いただいた商品の発送のためにこれを利用させていただくことがあります。
- (3) 当社は旅行先でのお客様の個人情報等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等に係る個人データをあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、旅行申込み箇所宛、ご出発の10日前までにお申し出ください。

20 約款準拠

本受注型企画旅行契約取引条件説明書に記載のない事項は、当社の旅行業約款(受注型企画旅行の部)に定めるところによります。

2019年4月1日発行

※お申込みの際は必ずこの旅行条件書をお読みください。

国内手配旅行条件書

この宿泊プランの手配は下記の条件によりお引き受けいたします。又、のご案内に記載のないことは、当社の「手配旅行契約約款」によります。当社では個人・グループのお客様とのご契約に際しまして次の料金を申し受けますのでご了承のほどお願い申し上げます。

お申込みについて

- 当社指定の申込書に所定事項をご記入のうえ、旅行代金の30%相当額以上のお申込金をお預かりいたします。なお、お申込金は旅行代金の一部として残金お支払いの際に精算させていただきます。
- お電話によるお申込みも受けいたします。この場合、別途申込書と申込金を当社に提出していただきます。
- 手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立するものとします。

旅行業務取扱料金

- ご旅行の予約手配、宿泊券類の発行に対しては旅行業務取扱料金として次の料金を申し受けます。

旅行取扱料金(手配旅行契約)

申込人員	手配内容	旅行業務取扱料金
個人・グループの手配旅行に係る取扱料金	運送・宿泊等の複合手配旅行の場合	旅行費用合計額の4% (但し、上限10,500円)
	宿泊手配のみの場合	宿泊券1枚につき525円 (但し、同一施設連泊の場合は1件とします)
	提携クレジットカードによるノンクーポン宿泊手配	1宿泊機関につき525円
	JR・航空以外の運輸機関(私鉄・バス・フェリー等)を単独で手配する場合	1運輸機関につき525円
8名以上の団体手配旅行に係る取扱料金		旅行費用合計額の20%以内

旅行相談料金(旅行相談契約)

相談料金	内容	基本料金(30分まで2,100円、以降30分ごとに1,050円)
(1) 旅行計画作成のための相談		1件につき3,150円
(2) 旅行計画の作成		1件につき3,150円
(3) 旅行に必要な費用の見積		1件につき2,100円
(4) 旅行地及び運送・宿泊機関、その他旅行に関する情報提供		

- クーポンお引渡し後、お客様のお申し出により旅行を中止される場合でも旅行業務取扱料金の払い戻しはいたしません。又、お引渡し前であっても手配金の全部又は一部が終了している場合は、その割合に応じた旅行業務取扱料金をいただきます。
- 特別手配・緊急手配を行った場合は、特別通信費としてその実費を申し受けます。

取消・変更について

- お客様の都合により変更又は取消のお申し出があったときは宿泊・運輸機関の定める取消料のほかに当社は旅行取扱料金に加えて取消・変更に係る取消料金として次の料金を申し受けます。

変更手続料金	1件につき525円
取消手続料金	1件につき525円

宿泊機関の取消料

- 予約を取り消された場合、又は使用されなかった場合は、発行支店で、宿泊日を基準に、又連泊の場合は第1泊目の宿泊料を対象として、次の率による取消料をいただき残額を払い戻します。なお、使用されなかった宿泊券の払い戻しについては、宿泊日から1ヶ月以内にお申し出ください。
- 各宿泊施設により取消料が変わりますので、係員にお尋ねください。標準的な取消料金は次の通りです。

旅館の場合

申込人員	取消し料率												
	不泊・当日	前日	2日前	3日前	4日前	5日前	6日前	7日前	8日前	14日前	15日前	30日前	31日前
1~14名	50%	20%			無料								
15~30名	50%	20%											
31~100名	70%	50%	20%						10%			無料	
100名以上	70%	50%	25%						15%	10%			無料

ホテルの場合

申込人員	取消し料率					
	不泊	当日	前日	2~9日前	10~20日前	21日前
1~14名	100%	80%	20%	無料		
15~30名	100%	80%	20%	10%	無料	
31~100名	100%	100%	80%	20%	10%	無料

- 一部人員の変更(減員)については係員にお尋ねください。
- 宿泊当日、宿泊券に記載した人員より宿泊人員が減少した場合、お泊まりになった旅館で所定の払い戻しを受け、払い戻し欄にご署名ください。なお、その際上記料率による取消料をいただきます。

当社の責任及び免責事項

- (1) 当社は、契約の履行にあたって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。但し、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- (2) 例えば、お客様が次に掲げる事由により損害を被られても、当社は本項(1)の責任を負いかねます。但し、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。
 1. 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 2. 運送、宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害
 3. 運送、宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは中止
 4. 日本又は外国官公署の命令、外国の出入国規制又は伝染病による隔離、又はこれらによって生ずる旅行日程の変更、旅行の中止
 5. 自由行動中の事故
 6. 食中毒
 7. 盗難
 8. 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更等、又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮
- (3) 当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、同号の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様お1人につき15万円(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)を限度として賠償します。

通信契約により、旅行契約の締結をされるお客様との旅行条件

- 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金のお支払いを受けること」を条件に、「電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段」による旅行のお申込を受ける場合があります。
- (1) 通信契約についても当社「旅行業手配約款旅行契約の部」に準拠いたします。
 - (2) 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。
 - (3) 通信契約の申込みの際に、会員は、申込みをしようとする「旅行サービスの内容」、「出発日」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
 - (4) 通信契約による旅行契約は、当社らが申し込みを承諾する通知を発した時に成立します。但し、当社らがe-mail等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達したときに成立するものとします。電話による申込みの場合は、申込みを当社が受託した時に成立するものとします。又、郵便、ファクシミリその他の通信手段による申込みの場合は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。
 - (5) 通信契約を締結しようとする場合にあって、会員の有するクレジットカードが無効である等により、旅行代金等に関わる債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行の契約締結の拒否をさせていただきます。当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。この場合、カード利用日は旅行契約成立日とします。
 - (6) 携帯情報端末(iモード等)ならびにインターネット等のIT関連情報通信技術を利用して旅行申し込みをお受けする場合は旅行日程、旅行サービスの内容、その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項を提供したときは、会員の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認いたします。
 - (7) 会員の通信機器に本項(6)に関わる記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項を記録し、会員が記載事項を閲覧したことを確認します。

その他

- その他の事項につきましては、国土交通大臣認可の当社「旅行業約款(手配旅行契約の部)」によります。
- 手配旅行契約を結ぶ際には、各お申し込みの旅行会社の約款並びに旅行業務取扱料金が適用となります。又、施設の取消料につきましては、各施設の宿泊約款が適用されます。
- 記載の宿泊料金並びに各種料金は、平成16年4月1日現在の料金を基準としています。
- 旅行条件は2019年12月25日を基準としています。

※お申込みの際は必ずこの旅行条件書をお読みください。

海外受注型企画旅行条件書

本旅行条件書は旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書面」及び同法第12の5に定める「契約書面」の一部となります。

1 受注型企画旅行契約

「受注型旅行契約」(以下単に「契約」といいます)とは、当社がお客様の依頼により、旅行の目的地及び日程、お客様が提供を受けられる運送等サービスの内容及びお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより旅行を実施する旅行契約をいいます。

2 契約の申込

- 当社がお客様に交付した企画の内容に申し込みに基づくお客様の申込みは、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに当社に提出して頂きます。
- 当社と運送契約を締結しようとするお客様は、前項の規定に関わらず、会員番号を通知しなければなりません。
- 当社は、団体・グループを構成するお客様の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
- 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- 当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、または将来負うことが予想される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- a. 身体に障害をお持ちの方、b. 健康を害している方、c. 妊娠中の方、d. 補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。

3 契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合においては、受注型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。

- 当社の業務上の都合があるとき。
- 通信契約を締結しようとする場合であって、お客様がお持ちのクレジットカードが無効である等、旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
- お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。

4 契約の成立時期

- 契約は当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理したときに成立します。当社は契約責任者と契約を締結する場合書面に所定の特約をもち、申込金の支払いを受けるとく契約の申込みを受けるとくがあります。この場合、契約の成立の時期は、当該特約書面を交付したときに成立します。
- 申込金は、旅行代金、取消料、その他のお客様が当社に支払う金銭の一部に充当します。
- 運送契約は(1)の規定にかかわらず、当社がお客様の承諾の通知を受けて、同申し込みを承諾する旨の通知を発生した時に成立するものとします。但し、当該契約において電子承諾通知を発する場合は、当該通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

5 契約書面の交付

- 当社は受注型企画旅行契約の成立後速やかに、お客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。
- 契約書面を交付した場において、当社が企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところによります。

6 確定書面

- 契約書面において、確定された旅行日程又は重要な運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日)以降に受注型企画旅行契約の申し込みがなされた場合には、旅行開始日の前日までの当該契約書面に定める日までに、これらの確定状況を記載した確定書面を交付します。
- 前項の場合において、手配状況の確認を希望するお客様から問合せがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。
- 確定書面を交付した場合には、当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところによります。

7 旅行代金の支払い時期と旅行代金の変更

- 旅行代金の額は、受注型企画旅行の企画書面に記載します。旅行代金は、旅行出発日までの当社が定める期日までに支払ってください。
- 利用される運送機関の運賃・料金が企画書面に記載した基準日において有効な公示されている適用運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その差額だけ旅行代金を増額又は減額することがあります。当社は旅行代金を増額する場合は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に通知するものとし、この場合お客様は、旅行開始日前に企画料金を支払うことなく契約を解除することが出来ます。適用運賃・料金が減額された場合は、その差額だけ旅行代金を減額します。
- 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場において、企画旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

8 契約内容の変更

- お客様から契約変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。
- 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由と因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行の内容を変更することがあります。但し、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

9 お客様の交替

- 当社と受注型企画旅行契約を締結した旅行者は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。
- お客様は、前項に定める当社の承諾を求めようとするときは、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、所定の金額の手数料とともに、当社に提出しなければなりません。
- 第1項の契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生ずるものとします。以後、旅行契約上の地位を譲り受けた第三者は、お客様の当該受注型企画旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。

10 お客様からの旅行契約の解除

- お客様から企画料金を支払った場合
(1) お客様は、企画書面に記載の企画料金を支払って旅行契約を解除することができます。
(2) 当社の責任とならないローン、渡航手続き等の事由によりお取消の場合も企画書面に記載の企画料金を支払っていただきます。
[2] お客様から企画料金を支払った場合において、旅行開始前に企画料金を支払うことなく企画旅行契約を解除することができます。
(1) 旅行契約内容に以下に例示するような重要な変更が行われたとき。
 - 旅行開始日又は終了日の変更
 - 入場する観光地、観光施設、その他の旅行の目的地の変更
 - 運送機関の種類又は会社名の変更
 - 運送機関の設備及び等級のより低いものへの変更
 - 本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更
 - 本邦内と本邦外との間における直便の乗継便又は経由便への変更
 - 宿泊機関の種類又は名称の変更
 - 宿泊機関の客室種類、設備、景観その他の客室の条件の変更(2) 旅行代金が増額されたとき(お客様から契約内容の変更の求めがあった場合を除きます)
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - 当社がお客様に対し、期日までに確定書面を交付しなかったとき。
 - 当社の責に帰すべき事由が生じた場合において契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。(3) お客様は、旅行開始後において、当該お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、(1)の規定に関わらず、企画料金を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうち当該受領することができなくなった部分に係る金額を払い戻します。
(4) 当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領できなくなった部分に係る金額から旅行サービスに対して、取消料、違約料その他の既に支払われ、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額(当社の責に帰すべき事由によるものでないときに限りす)を差し引いたものをお客様に払い戻します。

11 当社からの契約の解除、お客様からの旅行契約の解除

- 旅行開始前
(1) お客様が企画書面に記載する期日までに旅行代金の支払いがない時は、当該期日の翌日においてお客様が受注型企画旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は、当社に対し、企画書面に定める取消料又は企画料金の相当する額の違約料を支払うなければなりません。
(2) 当社に次に掲げる場合において、お客様に事由を説明し、旅行開始前に受注型企画旅行契約を解除することができます。
 - お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないとき。
 - お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は、団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
 - お客様が契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - スキー等を目的とする旅行における必要な降雪量等の旅行実施条件であって契約内容の際に明示したものが成就しないおそれが極めて大きいとき。[2] 旅行開始後
(1) 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約を解除することができます。この場合、旅行代金のうちお客様がまだその提供を受けていないサービスに係る部分の費用から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払われ、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いて払い戻します。
 - お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
 - お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に従わないとき、又はこれらの者又は同行する他のお客様に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能になったとき。(2) 本項[2]の(1)のa,cの規定により、当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてのご負担で出発地に戻するために必要な手配を引き受けます。

12 当社の責任

- 当社は当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えた場合は損害を賠償いたします。
- 旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- 当社、手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して、国内旅行にあっては14日以内に、海外旅行にあっては21日以内に当社に対して通知があったとき限り、旅行者1名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)として賠償します。

13 添乗サービス

- 当社と受注型企画旅行契約を締結した旅行者は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。
- 添乗サービスの内容は、原則として旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。又、添乗員の業務時間は原則として8時から20時とします。

14 特別補償

- 当社はお客様が旅行中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体又は手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別旅程補償規定により以下の金額の範囲において、補償金又は見舞金を支払います。但し、特別補償規定第2章の事由による場合は、補償金等は支払いません。
- 死亡補償金：海外旅行2500万円
 - 入院見舞金：海外旅行4～40万円
 - 通院見舞金：海外旅行2～10万円
 - 携行品損害補償金：お客様1名につき～15万円(但し、補償対象品1個あたり10万円を限度とします)

当該企画旅行日程において、お客様が当社の手配に係る旅行サービスの提供を一切受けられない日(旅行日程の標準時よりも)が定められている場合において、その旨及び当該日に生じた事故による生命、身体又は手荷物の損害については、補償金及び見舞金の支払いが行われていない旨について契約書面に明示したときは、当該日は「受注型企画旅行参加中」とはいたしません。

15 旅程保証

旅行日程に下表に掲げる変更が運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供

を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したこと等によって行われた場合は、当社旅行業約款(受注型企画旅行)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。但し、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。又、一旅行契約についての変更補償金の額が1000円未満の場合は、変更補償金を支払いません。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件当たりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります)		
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更		
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直便の乗継便又は経由便の変更		
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更		
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、又は景観その他の客室の条件の変更		

16 お客様の責任

- お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
- お客様は、当社から提供される情報を利用して、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

17 旅券・査証について

現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証取得は旅行の出発までにお客様の責任で行ってください。

18 保険衛生について

渡航先の衛生状況については、厚生労働省検疫感染症情報ホームページ <http://www.forth.go.jp/> でご確認ください。

19 海外危険情報について

渡航先(国又は地域)によっては、外務省海外危険情報等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申込みの際に販売店で「海外危険情報に関する書面をお渡しします。また、下記の外務省海外安全ホームページ：<http://www.pusan.mofa.go.jp/>」でもご確認ください。

20 お買い物案内について

お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。当社ではお店の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認及びレシートを受け取り等をお手元にご用意いただき、その手続きは、お土産店・空港において手続き方法をご確認の上、お客様自身の責任で行ってください。ワントン条約又は国内諸法令により日本へ持ち込みが禁止されている生物がございますので、ご購入には充分ご注意ください。

21 事故等のお申し出について

旅行中に、事故等が生じた場合は、購入に最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

22 個人情報の取扱いについて

- 当社は、旅行申込の際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただき、ほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。※このほか、当社及び販売店では、1. 会社及び会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、2. 旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、3. アンケートのお願い、4. 特典サービスの提供、5. 統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただきます。
- 当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレス等のお客様へのご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループ企業との間で、共同して利用させていただきます。当社グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のためにこれを利用させていただくことがあります。
- 当社は旅行先でのお客様のお買利物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等に係る個人データをおらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、当社担当者まで、ご出発の10日前までにお申し出ください。

23 約款準拠

本受注型企画旅行契約取引条件説明書面に記載のない事項は、当社の旅行業約款(受注型企画旅行)に定めるところによります。

2019年4月1日発行

※お申込みの際は必ずこの旅行条件書をお読みください。

海外手配旅行条件書

本旅行条件書は旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書面」及び同法第12の5に定める「契約書面」の一部となります。

1 手配旅行契約

- この旅行は、株式会社info QC (大阪市淀川区西中島G-1-5アセス新大阪8F、国土交通大臣登録旅行業第1725号)が手配する旅行であり、この旅行に参加するお客様は当社と手配旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。
- 旅行契約とは、当社がお客様の委託により、お客様のために代理、媒介、又は取次をすることなどによりお客様が運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるように、手配をすることを引き受ける契約をいいます。
- 旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書、当社旅行業約款手配旅行契約の部(以下「当社約款」といいます)によりします。
- 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって、満員、休業、条件不相当等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、お客様は、当社に対し、当社所定の旅行業務取扱料金を(以下「取扱料金」といいます)をお支払いいただきます。
- お客様が当インターネット予約システム(以下「システム」といいます)を利用して、全ての予約の手続をされる場合に限り、当社は所定の旅行業務取扱料金は申受けいたしません。
- お客様が当システムを利用した場合であっても、一部の予約・変更・取消を当システム以外により依頼された場合には、当社所定の旅行業務取扱料金を表(海外旅行)の「(2)航空手配のみまた地上部分のみの手配の場合」により旅行業務取扱料金をお支払い頂きます。

2 契約の成立

- 当社と旅行契約を締結しようとするお客様は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、下記金額の申込金を添えてお申し込みいただきます。この申込金は、旅行代金、取消料その他のお客様が当社に支払うべき金銭の一部として取り扱います。
- 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理したときに成立するものとします。
- 当社は、書面による特約をもって、申込金の支払を受けることなく、契約の締結の承諾のみにより手配旅行契約を成立させることがあります。この場合において、旅行契約の成立時期は、書面に記載した年月日とします。
- 当社は、運送サービス又は宿泊サービスの手配のみを目的とする旅行契約(企画手配旅行契約を除きます)であって旅行代金と引換えに当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するものについては、口頭による申込みを受け付けることがあります。この場合において、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾したときに成立するものとします。

3 通信契約により、旅行契約の締結をされるお客様との旅行条件

- 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金のお支払いを受けること」を条件に「電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段」による旅行のお申込みを受ける場合があります。
- 通信契約についても当社「旅行業手配約款旅行契約の部」に準拠いたします。
 - 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻債務を履行すべき日をいいます。
 - 通信契約の申し込みの際、会員は、申し込みをしようとする「旅行サービスの内容」、「出発日」、「会員番号」、「カード有効期間」等を当社にお申し出いただきます。
 - 通信契約による旅行契約は、当社が申し込みを承諾する通知を発した時に成立します。但し、当社がe-mail等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達したときに成立するものとします。電話による申込みの場合は、申込みを当社が受託した時に成立するものとします。また、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段による申込みの場合は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発したときに成立するものとします。
 - 通信契約を締結しようとする場合にあって、会員の有するクレジットカードが無効である等により、旅行代金等に関わる債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行の契約締結の拒否をさせていただきます場合があります。
 - 当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。この場合、カード利用日は旅行契約成立日とします。
 - 携帯情報端末(iモード等)ならびにインターネット等のIT関連情報通信技術を利用して旅行申込みをお受けする場合は旅行日程、旅行サービスの内容、その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項を提供したときは、会員の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認いたします。
 - 会員の通信機器に前項(7)にかかわる記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項を記録し、会員が記載事項を閲覧したことを確認します。

4 旅行代金

- 「旅行代金」とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿

泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の旅行業務取扱料金(変更手続料金及び取消手続料金を除きます)をいいます。

- 旅行代金(旅行代金から申込金を差し引いた額)は旅行開始日を基準として2週間前の同曜日になる日より前に、当社の指定した方法によってお支払いいただきます。
- 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動を生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。この場合において、旅行代金の増加または減少は、お客様に帰属するものとします。
- バックス航空券等で、ご予約からチケットの発券までに日数の制約がある場合においては、旅行代金の全額をお申込み時にお支払い頂く場合がございます。

5 契約の変更

- お客様は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の手配旅行契約の内容を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は、可能な限りお客様の求めに応じます。
- お客様の求めにより手配旅行契約の内容を変更する場合、お客様には、既に完了した手配を取り消す際に運送・宿泊機関等に支払うべき取消料、違約料その他の手配の変更による費用をご負担いただくほか、当社所定の変更手続料金をお支払いいただきます(当システム利用による変更手続を除く)。また、当該手配旅行契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加または減少は、お客様に帰属するものとします。
- お客様が当システムを利用して、変更の手続をされる場合に限り、運送・宿泊機関等に支払うべき取消料、違約料その他の手配の変更による費用のみをご負担いただくこととし、当社所定の変更手続料金は申受けいたしません。

6 契約の解除

- お客様による任意解除
お客様は、いつでも旅行契約の全部または一部を解除することができます。旅行契約が解除されたときは、お客様は、すでにお客様が提供を受けたサービスの対価として、又ははまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料・違約料等の、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用をご負担いただくほか、当社に対し、当社所定の取消手続料金及び当社が得るはずであった取扱料金をお支払いいただきます。(当システム利用による取消手続を除く)
- お客様の責に帰すべき事由による解除
当社は、お客様が所定の期日までに旅行代金を支払わないときは、旅行契約を解除することができます。また、お客様がクレジットカードによるお支払いを希望されながら、与信等の理由によりクレジットカードによるお支払いが出来なくなった場合、当社は旅行契約を解除することができます。旅行契約が解除されたときは、お客様は、まだ提供を受けていないサービスに係る取消料・違約料等の、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用をご負担いただくほか、当社に対し、当社所定の取消手続料金及び当社が得るはずであった取扱料金をお支払いいただきます。
- 当社の責に帰すべき事由による解除
お客様は、当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能となったときは、旅行契約を解除することができます。この場合当社は、お客様が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を除いて、既に収受した旅行代金をお客様に払い戻します。
- お客様が当システムを利用して、取消の手続をされる場合に限り、運送・宿泊機関等に支払うべき取消料、違約料その他の手配の取消に要する費用のみをご負担いただくこととし、当社所定の取消手続料金は申し受けいたしません。

7 当社の責任

- 当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が手配を代行させた者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- 免責事項
お客様が当社及び手配代行者に故意及び過失のない以下に例示するような事由によって損害を被られた場合、当社は責任を負いません。
 - 天災地変・戦乱・暴動・航空機の遅延・ストライキ等により出発便が取り消され、又は搭乗を拒否された場合。
 - 航空会社の過剰予約受付(オーバーブッキング)により、予約を取り消され又は搭乗を拒否された場合。
 - お客様がご出発(帰路便)の72時間前までに予約の再確認(リコンファーム)及び出発時刻の確認を怠ったために、予約を取り消され航空券が無効になった場合。
 - お客様が搭乗受付時間に遅れて搭乗できなかった場合。
 - お客様が航空券等の紛失及び盗難に遭われた場合。
 - その他、当社及び手配代行者の管理外の事由により、お客様が損害を被られた場合。

8 お客様がご出発までに実施する事項

- 旅券・査証について(日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理局事務所にお問い合わせください。)
 - 旅券(パスポート)：旅行参加には、パンフレット記載の残存

有効期間を満たす旅券が必要です。

- 査証(ビザ)：旅行参加には、パンフレット記載の国の査証が必要です。

現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、ならびにご旅行に必要な旅券・査証・再入国許可及び各種証明書の取得及び出入国手続書類の作成等はお客様ご自身の責任で行っていただきます。ただし、当社は、所定の料金を申し受け、別途契約(渡航手続代行契約)として渡航手続きの一部代行を行います。この場合、当社からは、お客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてもその責任を負いません。

- 保健衛生について
渡航先(国又は地域)の衛生状況については、厚生労働省「感染症情報ホームページ」<http://www.forth.go.jp/>でご確認ください。
- 海外危険情報について
渡航先(国又は地域)によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申込みの際に販売店より「海外危険情報に関する書面」をお渡しします。また、外務省「外務省海外安全ホームページ」<http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>でもご確認ください。

9 個人情報の取扱い

- 当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡に利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。※このほか、当社では、1.当社ら及び当社と提携する会社の商品やサービス、キャンペーンのご案内、2.旅行参加のご意見やご感想の提供のお願い、3.アンケートのお願い、4.特典サービスの提供、5.統計資料の作成。に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- 当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様へのご連絡に当たり必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループ会社との間で、共同して利用させていただきます。当社グループ会社は、それぞれの会社の営業案内、催し物内容のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これらを利用していただくことがあります。
- 当社は旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等に係る個人データを、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、販売店宛、「最終旅行日程表」受け取り時までに申し出ください。

2019年7月改定